

資料編

1. 第2期三木町子ども・子育て支援事業計画策定経過

期 日	内 容
平成31年3月1日～ 平成31年3月11日	アンケート調査実施
令和元年7月22日	第1回子ども・子育て会議 (協議内容) ・会長等役員の選出について ・第2期事業計画の概要について ・三木町の現状（ニーズ調査の概要等）について ・第2期事業計画の基本理念について
令和元年9月24日	第2回子ども・子育て会議 (協議内容) ・第1期事業計画の点検・評価（対象事業：68事業）について ・第1期事業計画の事業別実績比較について ・第2期事業計画の基本目標・施策体系について
令和元年10月30日	第3回子ども・子育て会議 (協議内容) ・「量の見込み」と「確保の方策」について
令和元年12月17日	第4回子ども・子育て会議 (協議内容) ・三木町子ども・子育て支援事業計画（素案）について
令和元年12月25日 ～令和2年1月24日	計画書（案）について、パブリックコメント実施 三木町ホームページ、まんでがん子ども課窓口で公開
令和2年2月18日	第5回子ども・子育て会議 ・三木町子ども・子育て支援事業計画（案）について (パブリックコメントとその修正について)
令和2年3月	計画策定

2. 子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略、順不同)

区分	所属等	氏名
法第6条第2項に規定する保護者	三木町 PTA 協議会会長	植田 真次
	公立幼稚園 PTA 代表	鯛谷 聖玲菜
	私立幼稚園 PTA 代表	鎌田 亜紀
	保育所保護者代表	安原 圭子
法第6条第2項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	学校長代表	白井 敬根
	公立幼稚園長代表	宮武 尚美
	私立幼稚園長代表	吉原 照代
	保育所代表	高松 和範
	三木町教育総務課	佐治 裕子
	三木町政策課	横山 敬二
子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	民生児童委員代表	石濱 敏男
	愛育会会長	長尾 周子
	子育て支援関係者会議 スーパーバイザー	谷本 智子
	三木町男女共同参画推進会会長	武田 珠恵
	香川県子ども女性相談センター	土田 恵美

3. 三木町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項に基づき、三木町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織し、委員は、次に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) その他町長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 会議の委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、こども課において処理する。

(会議の運営)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集)

- 2 この条例による最初の子ども・子育て会議の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

4. 用語集

【あ行】

■ 預かり保育

幼稚園において、通常の教育時間の前後にも、延長して子どもを預かる事業をいう。

■ 育児休業

労働者は、対象となる子どもが1歳（一定の条件を満たす場合は、1歳6ヶ月）に達するまでの間で、申し出により子どもを養育する為の休業を取得することができ、事業主はこのことを理由に解雇その他不利益な取り扱いをすることを禁止されている。また、育児休業のほかに、一定の要件を満たした中で、働きながら子どもの養育ができる制度として、時間外労働や深夜業の制限（小学校就学前のこどもの養育を行う場合）の制度、勤務時間の短縮など（3歳児未満の子どもの養育を行う場合）の措置がある。

■ M字カーブ

女性の年齢階級別労働力率をグラフ化した際に、グラフの形状がアルファベットの「M」の字に似ていることから名付けられた。中央部の凹みは結婚、出産に伴って一旦労働力率が落ち込んだ後、子育てが一段落した40歳代で再び上昇することで形成される。

【か行】

■ 家庭的保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者（保育ママ）の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者（保育ママ）による保育を行う事業をいう。

■ 教育・保育施設

『認定こども園法』に規定する認定こども園、『学校教育法』に規定する幼稚園、『児童福祉法』に規定する保育所をいう。

■ 居宅訪問型保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、乳児・幼児の居宅において家庭保育者（保育ママ）による保育を行う事業をいう。

■ 子育て

教育・保育その他の子どもの健やかな成長のために行われる子どもに対する活動をいう。

● 資料編 ●

■ 子育て支援センター

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談・指導、子育てサークル等への支援などを通して、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。

■ 子ども

『子ども・子育て支援法』（第6条）において、「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

■ 子ども・子育て支援

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。

■ コーホート変化率法

同じ年、または同じ時期に生まれた人々の集団（コーホート）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法をいう。

【さ行】

■ 事業所内保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほかに、地域の保育を必要とする子どもと一緒に保育を行う事業をいう。

■ 児童館

「児童福祉法」（第40条）に基づく児童福祉施設である屋内型の児童厚生施設の一つで、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としており、児童の遊びを指導する者（児童厚生員）が配置されている。

■ 児童虐待

身体的虐待、心理的虐待（言葉のおどしや無視）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待など、子どもの健全な育成を妨げることをいい、虐待を疑ったり発見した場合の通告は、法律で義務付けられている。

● 資料編 ●

■ 児童養護施設

児童福祉法に定められた児童福祉施設の1つで、予期できない災害や事故、親の離婚や病気で保護者がいない、または虐待など不適切な養育を受けている様々な事情により、家族による養育が困難な2歳から概ね18歳の子どもたちが生活している施設をいう。

■ 小規模保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業をいう。

■ 食育

食品の安全性への不信感や、生活習慣病の増加などを背景に、食材や食習慣、食文化、栄養などに関する理解を深めるなど、食を通じて、身体や心の健康を育むことをいう。

【た行】

■ 地域型保育事業

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。

■ 地域子ども・子育て支援事業

『子ども・子育て支援法』第59条に定められた13事業（地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、子育て短期支援事業など既存10事業、および、利用者支援事業など新規3事業）をいう。

■ 特定教育・保育施設

市町村から「施設型給付」（公費）の対象となると確認された施設のことで、施設型給付（公費）を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

【な行】

■ 認可外保育施設

保育を目的とする施設で、児童福祉法に基づく保育所としての県知事の認可を受けていないもの（保育事業の実施には県知事への届出が義務付けられている）をいう。

■ 認可保育所

保育所のうち、国が定めた児童福祉施設の設備および運営に関する基準を守り、県知事の認可を受けているものをいう。

● 資料編 ●

■ 認定こども園

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設で、「保護者が働いている・いないにかかわらず、すべての子どもが利用できる」、「0～5歳の年齢の違う子ども同士が共に育つ」、「施設に通っていない子どもも含め、すべての子育て家庭を対象に、子育て相談や親子の集いの場の提供などの地域における子育て支援を行う」等の機能を持ち、都道府県知事が条例に基づき認可する。認定こども園には、地域の実情に応じて次のような多様なタイプがある。

- ① 幼保連携型…認可幼稚園と認可保育所が連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ
- ② 幼稚園型…認可幼稚園が、保育の必要性の認定を受けた子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ
- ③ 保育所型…認可保育所が、保育の必要性の認定を受けた子ども以外の子どもを受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ
- ④ 地方裁量型…幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園としての機能を果たすタイプ

【は行】

■ バリアフリー

日常生活や社会生活における物理的、心理的、制度的な障壁や、情報に関わる障壁などを取り除くこと。

■ 保育所

『児童福祉法』（第39条）に定められた、保育を必要とする0～5歳児に対して保育を行う施設をいう。

【や行】

■ 幼稚園

『学校教育法』（第22条）に定められた、満3歳から小学校就学前の幼児に対し、年齢に相応した適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育を行う施設をいう。

【わ行】

■ ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。

5. 家庭類型の分類

家庭類型	就労状況等	類型基準
タイプA	ひとり親家庭	「配偶者はいない」と回答した人
タイプB	フルタイム×フルタイム	父親、母親ともフルタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む） ※パートタイム・無業からフルタイムへの転換希望者を加える
タイプC	フルタイム×パートタイム （保育の必要性が高い）	父親、母親のいずれかがフルタイム、いずれかがパートタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む） ※3～5歳で、現在幼稚園を利用して、今後、保育所または認定こども園の利用意向がない人、及び0～2歳で、現在、保育所、認定こども園等を利用しておらず、今後も利用意向がない人は除く ※無業からパートタイムに1年以内に就労したい人で、就労時間が月64時間以上を加える
タイプC'	フルタイム×パートタイム （保育の必要性が低い＋幼稚園を利用希望）	父親、母親のいずれかがフルタイム、いずれかがパートタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む）のうち、3～5歳で、現在幼稚園を利用して、今後、保育所または認定こども園の利用意向がない人、及び0～2歳で、現在、保育所、認定こども園等を利用しておらず、今後も利用意向がない人
タイプD	専業主婦（夫）	父親もしくは母親のいずれかが無業の人 ※1年以内にフルタイムもしくはパートタイムで就労（月64時間以上）したい人は除く ※今後、パートをやめて子育てに専念したい人を加える
タイプE	パートタイム×パートタイム （保育の必要性が高い）	父親および母親のいずれもパートタイム等で就労している人 ※無業からパートタイムに1年以内に就労したい人を加える
タイプE'	パートタイム×パートタイム （保育の必要性が低い＋幼稚園を利用希望）	父親、母親ともパートタイム等で就労している人 ※3～5歳で、現在幼稚園を利用して、今後、保育所または認定こども園の利用意向がない人、及び0～2歳で、現在、保育所、認定こども園等を利用しておらず、今後も利用意向がない人は除く ※無業からパートタイムに1年以内に就労したい人を加える
タイプF	無業×無業	父親、母親とも無業の人 ※今後、パートをやめて子育てに専念したい人を加える

【 家庭類型の分類図 】

母親		1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
			120時間以上	120時間未満 64時間以上	64時間未満	
父親						
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプB	タイプC	タイプC'		
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	タイプC	タイプE			タイプD
	120時間未満 64時間以上			タイプE'		
	64時間未満	タイプC'				
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない				タイプD	タイプF	

6. 三木町における幼稚園・保育所の入園者数の状況

(単位：人)

	平成 10年度	平成 15年度	平成 20年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
0歳人口	232	201	191	190	188	190	202	192	201	193
1・2歳人口	572	476	479	459	429	428	436	445	461	424
3～5歳人口	768	830	755	711	715	737	711	704	678	696
0～5歳人口 計	1,572	1,507	1,425	1,360	1,332	1,355	1,349	1,341	1,340	1,313

(単位：人)

	平成 10年度	平成 15年度	平成 20年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
公立幼稚園	343	366	315	257	254	251	247	246	241	210
私立幼稚園	193	117	83	103	103	92	106	99	92	90
①幼稚園 計	536	483	398	360	357	343	353	345	333	300

(単位：人)

	平成 10年度	平成 15年度	平成 20年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
公立保育所	77	108	115	107	105	115	137	160	170	178
私立保育所	317	400	478	545	528	568	553	554	538	527
②保育所	394	508	593	652	633	683	690	714	708	705

(単位：人)

	平成 10年度	平成 15年度	平成 20年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①+② 合計	930	991	991	1,012	990	1,026	1,043	1,059	1,041	1,005
③家庭	642	516	434	348	342	329	306	282	299	308
総計 (①+②+③)	1,572	1,507	1,425	1,360	1,332	1,355	1,349	1,341	1,340	1,313

7. コーホート要因法による人口推計表

年齢区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	186	182	180	176	173
1歳	221	204	200	198	194
2歳	227	237	219	215	213
3歳	237	225	235	217	213
4歳	225	244	233	242	224
5歳	240	226	245	234	243
6歳	224	243	229	248	238
7歳	256	226	245	231	250
8歳	269	256	226	245	231
9歳	259	271	258	228	247
10歳	245	259	271	258	228
11歳	235	245	259	271	258
12歳	280	238	248	262	274
13歳	245	280	238	248	262
14歳	242	245	280	238	248
15歳	284	243	246	281	239
16歳	254	282	241	244	279
17歳	285	249	277	236	239
18歳	248	279	244	272	232
19歳	300	242	272	238	266
20歳	258	288	233	262	229
21歳	252	259	289	234	263
22歳	231	234	240	268	217
23歳	217	218	221	227	253
24歳	239	208	208	211	217
25歳	251	238	208	208	211
26歳	219	237	225	197	196
27歳	213	219	237	225	196
28歳	239	214	220	238	226
29歳	229	237	213	219	237
30歳	256	252	261	235	242
31歳	286	256	252	261	235
32歳	280	296	265	261	271
33歳	277	287	305	273	269
34歳	332	277	289	305	272
35歳	295	337	281	292	309
36歳	332	289	331	276	288
37歳	311	330	288	331	275
38歳	323	305	323	282	324
39歳	331	328	309	326	285
40歳	331	325	322	303	319
41歳	347	332	326	323	304
42歳	351	347	332	326	323
43歳	393	351	347	332	326
44歳	442	387	346	342	327
45歳	412	447	392	351	347
46歳	451	412	447	392	351
47歳	417	443	404	439	385

年齢区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
48歳	359	416	442	403	438
49歳	362	360	417	443	404
50歳	341	368	365	423	449
51歳	361	341	368	365	423
52歳	350	366	346	374	370
53歳	267	345	361	341	369
54歳	286	264	341	357	337
55歳	344	280	259	335	351
56歳	298	344	280	259	335
57歳	325	293	337	274	253
58歳	325	324	292	336	273
59歳	314	321	320	289	332
60歳	354	311	318	317	286
61歳	386	352	309	316	315
62歳	373	381	347	304	311
63歳	403	369	377	344	301
64歳	376	401	367	375	342
65歳	390	377	402	368	376
66歳	407	385	372	397	363
67歳	453	403	381	368	393
68歳	455	451	401	379	366
69歳	491	449	445	395	373
70歳	517	486	445	441	391
71歳	566	511	480	440	436
72歳	524	559	505	473	434
73歳	386	514	548	495	464
74歳	239	383	510	544	491
75歳	332	236	379	504	538
76歳	318	326	231	371	492
77歳	316	311	319	226	363
78歳	330	307	302	310	219
79歳	255	323	300	295	303
80歳	258	248	314	292	287
81歳	213	243	233	294	274
82歳	241	203	231	221	279
83歳	230	233	196	223	213
84歳	230	220	224	187	213
85歳	209	221	211	216	179
86歳	186	195	205	195	200
87歳	177	171	181	189	179
88歳	163	161	155	164	171
89歳	152	140	137	133	142
90歳以上	658	661	614	585	582
(再掲) 0～14歳	3,591	3,581	3,566	3,511	3,496
(再掲) 15～64歳	15,710	15,484	15,240	15,065	14,841
(再掲) 65歳以上	8,696	8,717	8,721	8,705	8,721
合計	27,997	27,782	27,527	27,281	27,058

8. 第2期三木町子ども・子育て支援事業計画（案）パブリックコメント実施結果

(1) パブリックコメントの募集期間

令和元年12月25日（水）から令和2年1月24日（金）

(2) 意見提出方法

郵便・FAX・電子メール・直接持参

(3) 公表物の掲示場所

三木町ホームページ（閲覧件数：186件）
 まんでがん子ども課窓口（閲覧件数：0件）

(4) 意見提出者状況

提出者数 1名
 意見件数 2件

(5) 意見の概要と町の考え方

No.	意見の概要	町の考え方
1	取組No.36（事業名：思春期性教育）のように、拡充した事業名が他にあるのであれば、拡充を入れたらどうか？	他の事業においては、小規模な変更がほとんどであり、「拡充」という記載は控えております。
2	取組No.38（事業名：家庭教育学級・ブックスタート・家庭教育力再生事業）で、前プランと比べると、子どもまつりが取組内容から外れているのはなぜか？	「子どもまつり」については、現在、あり方を検討していることから、記載を控えております。